

県内における口蹄疫侵入防止対策と今後の課題

中央家畜保健衛生所

○高橋 智子 松井 孝

仲村 敏 安富祖 誠

【はじめに】

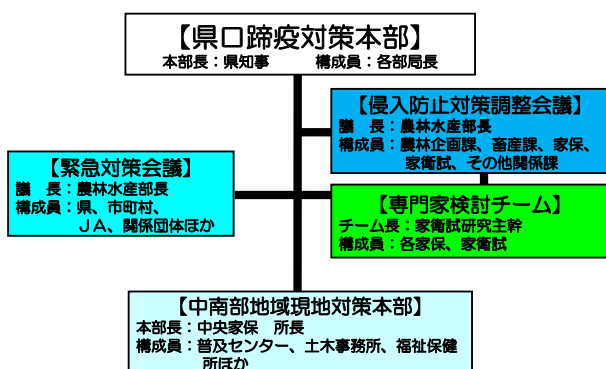
平成 22 年 4 月、国内で 10 年ぶりとなる口蹄疫が発生し、感染は宮崎県内各地に拡大、甚大な被害をもたらしました。沖縄県では本病の侵入を防止するため、速やかに対策会議を開催し、沖縄県口蹄疫対策本部を立ち上げました。また、中央家保では、所長を本部長に現地対策本部を設置し防疫体制を強化しました。また、中核機関として、対策本部と連携し、関係者一丸となって、侵入防止措置および初動防疫体制を協力で推進してきたので、その概要を報告します。

【県の体制】

県は口蹄疫対策本部を設置すると共に、今回侵入防止対策調整会議と専門家検討チームを新設しました。特に、専門家検討チームでは、宮崎県での発生状況の分析を行い、県独自の警戒レベルを設定して、それに応じた対策について、各種会議で提案しました。

図 1 県の体制整備

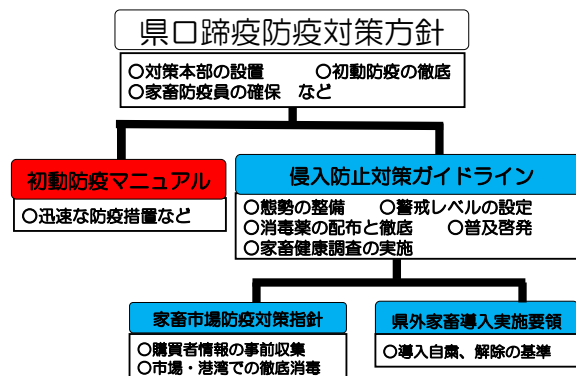
口蹄疫侵入防止対策体制の整備



さらに、口蹄疫防疫対策指針を改定し、侵入防止対策ガイドラインを設けました。その中に、家畜セリ市場の開催にあたり、主催者が行うべき対策についても定めています。また、県外家畜導入の自粛要請と解除の基準についても定めました。

図 2 県の対策方針の整備

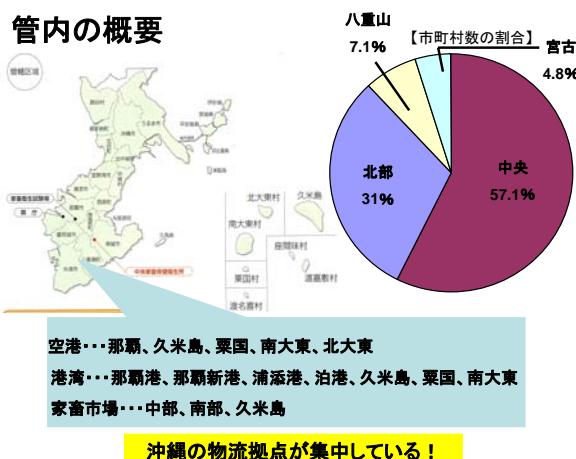
口蹄疫侵入防止対策方針の整備



【管内の概要】

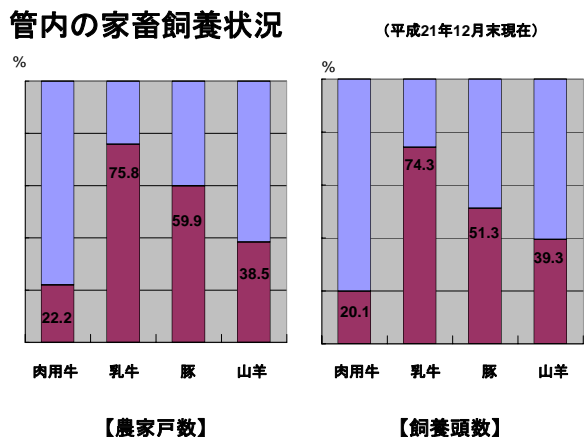
中央家保は、市町村数で県内の 57%に当たる、中南部地域 24 市町村を管轄し、範囲が広く、離島を多くかかえていることが特徴です。この地域には、飼料会社などの畜産関連産業の事務所や、県の物流拠点である、空港、港、家畜セリ入り場が集中しています。ここでの水際対策を徹底することが、伝染病の侵入防止には不可欠です。

図 3 管内の概要図



家畜の飼養状況の特徴としては、県全体を 100 とした場合、特に乳牛が多く、県全体の 74.3%が当家保管内で飼養されています。豚は約半数が飼養されています。

図4 管内の家畜飼養状況



【当家保で対策を進めるに当たって】

これまでにも、伝染病は幾度か発生しており、対応の問題点が指摘されてきました。この点を踏まえ、今回当家保では、以下の3点を特に重視して対策を進めました。(図5)

図5 対応の問題点と改善事項

伝染病発生時における問題点と改善事項

1. 情報の共有化が不十分
→ 所内会議を随時開催し、最新情報を共有
2. 農家情報の把握が不十分
→ 家畜飼養状況調査
防疫マップの随時更新・専任スタッフの配置
3. 大規模な発生を想定していなかった
→ 防疫資材のチェック・補充の徹底
備蓄基地の設置

情報の共有化が不十分な点は、所内で会議を随時開催し、情報の共有化をはかりました。農家情報の把握に関しては、家畜飼養状況調査をもとに、農家のリストアップを行い、情報を地図上にプロットする防疫マップの整備を進めています。また、より大規模な農場での発生も想定し、防疫資材の備蓄を強化しています。

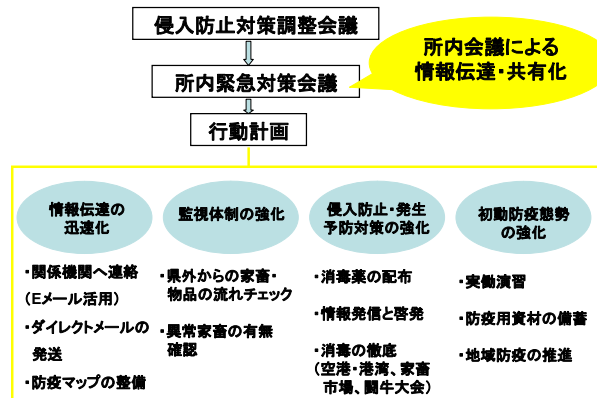
以上の反省・改善点をもとに、今回の対策を実施しました。

県の調整会議で決定された事項は、所長を通じて所内会議で伝達され、班長、総括の指示のもと、所員で役割分担を明確にして、作業を行いました。作業は、「情報伝達の迅速化」、「監視体制の強化」、「侵入防止・発生予防対策の強化」、「初動防疫態勢の強

化」の4つのカテゴリーに分けて整理しました。特に情報伝達の迅速化を図る為に、今回はメーリングリストも構築して活用しました。

図6 所内の態勢構築

所内における口蹄疫侵入防止態勢



【監視体制の強化】

宮崎県での発生の一報を受けて、早急に県外からの家畜や飼料の流れを調査し、家畜については潜伏期間を考慮し、導入後21日間の継続観察を実施しました。また、管内の偶蹄類家畜飼養農家全戸(1,587戸、8市7町9村)に対して、計3回の聞き取り調査を実施し、飼養する家畜(牛20,836頭、豚128,278頭、屋宜3,979頭)に異常の無いことを確認しました。

図7 監視体制の強化

監視体制の強化

- ・県外からの家畜や飼料の導入状況調査
→ 家畜の異常が無いことを確認・観察を継続



- ・管内全戸の偶蹄類家畜飼養農家聞き取り調査
→ 全頭に異常が無いことを確認(3回実施)

【侵入防止・発生予防対策の強化】

全ての偶蹄類家畜飼養者へ、口蹄疫ウイルスに有効な消毒薬(消石灰1,669袋)を無償配布し、緊急消毒を実施してもらおうと共に、飼養衛生管理基準の遵守や、消毒方法などの技術指導も実施しました。

図8 侵入防止・発生予防対策の強化①

侵入防止・発生予防対策の強化①

- ・消石灰の配布(偶蹄類飼養の農家対象)
→農場入口への散布・靴底消毒槽の設置指導



また、県の中核機関として、ポスター、リーフレットなどを一括して作成し、県全域に配布しました。生産者説明会や重点地域における緊急会議、研修会を開催し、発生状況の解説や、発生予防に関する知識の普及や、危機管理意識の強化に取り組みました。

図9 侵入防止・発生予防対策の強化②

侵入防止・発生予防対策の強化②

- ・ポスター・リーフレットの作成・配布
→正しい知識の啓発・情報の周知徹底



- ・生産者向けに講習会を実施
→飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導



管内の各空港では、乗客を対象に靴底消毒を実施し、看板等で協力を呼びかけました。

図10 侵入防止・発生予防対策の強化③

侵入防止・発生予防対策の強化③

- 【空港】※離島の各空港でも実施
出入りに口にマットを設置・立て看板で呼びかけ
→県外からの乗客の靴底消毒の徹底



【那覇空港】

管内の港湾では、県外導入家畜の到着時確認検査を実施すると共に、家畜運搬用コンテナの消毒、車両消毒を実施しました。フェリー乗降客の靴底消毒も併せて実施し、口蹄疫侵入防止のための水際対策を強化しました。

図11 侵入防止・発生予防対策の強化④

侵入防止・発生予防対策の強化④

- 【那覇港・那覇新港・浦添港】
・車両消毒・家畜運搬用のコンテナ消毒
※博多港、鹿児島港でコンテナの消毒確認



- ・県外導入家畜の到着時の確認検査を継続

県内の家畜セリ市場は、5,6月の2ヶ月間、開催が自粛され、7月に再開されました。その開催に当たっては、「家畜市場口蹄疫侵入防止対策指針」に基づき、購買者情報の事前提供を求めました。県外家畜運搬車両については、持込を自粛してもらうこととしました。実際の開催日には、入場者の車両及び靴底消毒を徹底した。会場ではパンフレットの配布も行い、広く啓発活動を実施しました。

図 11 侵入防止・発生予防対策の強化⑤

侵入防止・発生予防対策の強化⑤

【家畜市場】

購買者情報を事前に把握

県外からの車両持込制限・消毒の徹底



沖縄県独特の文化として欠かせない、闘牛大会においても、対策を実施しました。闘牛組合連合会にも協力を依頼し、闘牛の管理者、飼育頭数をリストアップしました。闘牛大会当日は、運搬車両の消毒、参加者の靴底消毒を実施し、参加する個体の健康チェック、所有者への聞き取り調査を実施し、闘牛に異常の無いことを確認しました。会場にはポスターを掲示し、リーフレットを配布、闘牛関係者にも広く情報の周知を行いました。

図 12 侵入防止・発生予防対策の強化⑥

侵入防止・発生予防対策の強化⑥

【闘牛大会】

- ・組合に依頼→管理者と飼育頭数の調査
- ・会場で車両消毒、靴底消毒を実施
- ・参加する個体の健康チェック・管理者に注意喚起



- ・ポスター掲示・リーフレット配布
→口蹄疫対策に対する理解と協力を呼びかけ

消毒作業に関しては、多くの関係機関に協力を依頼し、家畜防疫員を含む県職員 335 名、市町村職員 105 名、関係団体の職員 170 名、延べ 610 名の動員を行い、消毒作業を実施しました。

【初動防疫体制の強化】

県内での発生も想定し、所内でシュミレーションを行うと共に、屋外での実践的な演習も開催しました。特に、日頃から農家を巡回する機会が多い、獣医師や

人工授精師、飼料運搬業者などの畜産関係者を対象に、消毒作業をメインに実演と指導を行いました。また、実際に異常家畜を発見した場合に取るべき行動について、対応を再確認しました。

図 13 初動防疫体制の強化①

初動防疫体制の強化①

・実働防疫演習の実施

- 獣医師、人工授精師、畜産関連業者対象
- 実際の消毒作業を実演・指導
- 異常家畜発見時の対応を再確認



さらに当所では、必要資材の備蓄状況を随時チェックし、補充を徹底しています。今回は現場で使う立て看板等も速やかに作成し、市場や港湾での消毒作業に活用しました。防護服や口蹄疫に有効な消毒薬の備蓄も強化しています。

図 14 初動防疫体制の強化②

初動防疫体制の強化②

- ・必要資材の備蓄・整備
- 各種立て看板の作成
- 防護服等の殺処分用資材
- 消毒薬の備蓄



地域防疫態勢整備に対してのサポートも行いました。自治体独自の対策本部を決定した市町村に対しては、助言を行いました。

また、埋却地の調査も並行して行っています。公有地を活用した、共同埋却地を設定していますが、さらなる用地の選定が必要です。また、埋却以外の方法についても、検討しているところです。

加えて、県ではのべ 11 名の家畜防疫員を宮崎県に派遣し、防疫活動に協力しました。この経験を活かし、意見を取り入れながら、初動防疫マニュアルの改

訂も行っています。

図 15 初動防疫体制の強化③

初動防疫体制の強化③

・地域対策本部設立への助言・指導

→意識の向上・防疫体制の確立



南城市



久米島町

・埋却地の確認調査

→公有地(市町村・県)の利用
共同埋却地の選定

以上、今回の対策を通じて、地域における協力連携意識は高まったと言えますが、県庁全体での危機意識は、まだ部署ごとに温度差があると言わざるを得ません。口蹄疫はひとたび発生すれば、地域経済に甚大な被害をもたらす重要な疾病であることは、宮崎県での発生を見ても、そのことを実感できると思います。

万が一、本病が発生した場合には、多大な作業が要求される事態となります。県庁の各部署等が、関連する業務を分担し、お互いに協力して、県民生活への影響が最小限になるように努めなければなりません。

また、殺処分後の家畜の埋却地の確保も、個人が行うには限界があり、やはり自治体の協力は不可欠です。加えて、沖縄の事情に適した家畜の処理方法を国へ提案していく必要があります。そのためにもまずは、畜産関係者がリーダーシップを発揮し、迅速に初動態勢を整備していく必要があります。

図 16 今後の課題

今後の課題

・危機管理意識の共有と継続

県全体での危機意識は部署間でばらつき
県と関係機関・・・業務分担と協力

・埋却地の確保が重要な課題

埋却以外の方法も検討

・畜産関係者のリーダーシップの必要性

初動防疫態勢の整備・確立

今後も、飼養衛生管理基準の周知徹底に努め、農家さんと協力し、沖縄の畜産を守る為、家畜に異常が見られた場合の早期通報体制を共に維持していきたいと思えます。

図 17 生産者の皆様へ

口蹄疫から「沖縄の畜産」を守るための お願いです

家畜をよく観察するようお願いします



異常を感じたら
獣医師・家畜保健衛生所
に連絡を！

飼養衛生管理基準を守りましょう

